

建設環境委員会

平成27年12月11日（金）

午前10時01分～午後1時04分

議会第4会議室

【出席委員】野中宣明委員長、松永幹哉副委員長、山下伸二委員、中山重俊委員、
川原田裕明委員、千綿正明委員、嘉村弘和委員、黒田利人委員

【欠席委員】なし

【委員外議員】なし

【執行部出席者】

- ・環境部 田中環境部長
- ・建設部 志満建設部長
- ほか、関係職員

【案件】

- ・付託議案について

○野中宣明委員長

おはようございます。

それでは、これより建設環境委員会を開催いたします。

委員会の審査日程につきましては、お手元に配付しております審査日程案で提案させていただきます。

なお、建設部の一つの研究会案件につきまして、現在の所管が総務委員会となっている事業が予算組み替えにより来年度の当初予算からこちらの建設環境委員会の所管になる予定でございますので、この件につきましては、総務委員会との合同で研究会を行いたいと思っております。

合同研究会を行うに当たっては、総務委員会と日程を調整する必要があり、この件につきましては、14日月曜日の採決・まとめ後の開催を予定しております。日程について御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないようですので、この審査日程どおり審査を行わせていただきます。

それから、付託議案に関連しまして現地視察を希望される場合は審査終了までにお申し出ください。

それでは、建設部のほうは退席されて結構です。

◎関係職員以外退席

○野中宣明委員長

それでは、環境部に関する議案の審査に入ります。

第103号議案を審査しますので、執行部からの説明をお願いいたします。

◎第103号議案 平成27年度佐賀市一般会計補正予算（第4号）中、第1条（第1表）歳出第4款関係分 説明

○野中宣明委員長

ただいま説明につきまして、委員の皆様から御質疑をお受けします。御質疑がある方は挙手をお願いいたします。

○川原田委員

先ほど説明されました清掃工場灰溶融炉施設の休止関連事業ということで、悪いことではございませんけれども、最終処分場の延命化ということで今説明がありましたけれども、大体予定されていたのはいつぐらいまでやったですかね。ちょっと私忘れたんですけども。

それから、25%の埋立処分量の減となると、あとどのくらい、あそこの最終処分場が使っていけるのか、その辺がわかりましたら教えていただきたいと思います。

○森循環型社会推進課長

これにつきましては、いろいろ過去に一般質問でも回答しておりますが、現在、新たに今回の件について、最終処分場の容量等を算出しております。

これまでのやり方でいったら、あと24年程度使えるということでしたが、セメント化をすることで、32年程度に8年間ぐらい延びるという試算をしておりますが、これは、今後のごみ処理というか、ごみの容量によっても変わってきますので、はっきりした数字としてはちょっと言えないんですが、今の状況でいくとそういうことでございます。

○川原田委員

それと、資料の最後のところで、処理残渣、溶融不適物が今まで埋め立て処分されていたわけですが、変更後はないということ、これは、もう出ないということですか、それをどういうふうな処理をするのか。

○森循環型社会推進課長

これまで、焼却炉で、焼却した残りが主灰といいまして、それには、例えば焼却炉で処理できなかった金属がまだ残ったりしているんですよ。今回は、焼却灰の中の不適物もあわせて工場に持っていきます。その工場で仕分けをしまして、純粋な焼却灰のみをセメント化しまして、残った金属類というのは、鉄で、また、その会社が処理すると、資源化するという形になります。

だから、その埋め立てていた分をそちらで処分できるということになります。

○川原田委員

ということは、最終処分場で埋め立てする分というのは、いわゆる飛灰の部分だけだということでしょうか。

○森循環型社会推進課長

はい。

○千綿委員

済みません。もし答えられるのであれば、ちなみに今、コンクリート関係でブロックにしたりするんでしょうけれども、そこは佐賀県内なんでしょうか。どこか、もし答えられるんだったら、教えていただきたい。

○森循環型社会推進課長

現在、実績があるところを調査中なんですけど、我々が今現在で把握しているのは、北九州の黒崎にあります。あと、京都郡苅田町ですね。それと大分の津久見、あと山口の宇部とか、近くでいうとそこら辺にあります。

○千綿委員

できれば、市内にそういう会社があれば一番いいんでしょうけれども、最低でも県内とかがもしできるのであれば、なるべくそっちのほうに、お金はよそに出さんほうがいいのかなという気がしますので、それが1点と、もう1つは3億円ぐらいの削減効果があるということで、債務負担行為が6億円ちょっとありますので、2年ちょっとで元を取るという感覚を思っと思っていいですか。1年間で3億円でしょう。ということは、6億9,000万円ですから2年半ぐらい。

○田中環境部長

基本的には、今もう既に炉の休止をかけていますけれども、2月ぐらいに契約ができれば、それ以降、毎年3億円のコスト削減が続いていくということですから、直接的に今回の負担行為の金額とリンクしていくという考え方ではないかというふうに思っています。

○山下伸二委員

5番の資料なんですけれども、平成17年度以降、事業主が個別に判断するとされた。

これは、平成15年に炉が動き出したときには、法律で熔融固化施設は設置をしなければいけなかったということが書いてあるんですけども、平成17年度以降は、要は多分技術が進んでいたと思うんですけども、設置しなくてもいいということになっているんですけども、これから10年たって、毎年3億円も削減できるのに平成17年から10年間、これをしなかった。ちょっと遅いのかなという感じがするんですけど、その辺の考え方をちょっと聞かせてください。

○森循環型社会推進課長

数年前に、セメント化の技術を知ることができました。その当時、平成9年から平成16年までは補助の義務化だったんですけど、その後、国会でちょっとやりとりがあって、義務化がなくなっております。それは当時、熔融施設でうまく稼働しなかったり、いろいろあって、義務化はなくなったということになります。

その後、二、三年前ぐらいにその技術を知りましたが、そこで調べたところ、早目に、あるところは、2年ぐらいでとめているところもあるんですけど、そこに会計検査院が入っ

て、ちょっとそれは問題だということで、また再稼働したりということでもあります。

調査したところ、大体10年くらい経過したら補助金の返還もないということもありまして、今回はその決断をしたところでございます。

○山下伸二委員

ということは、平成15年に稼働するときには、補助金の対象としてこの施設を設置したんですけども、ほかの自治体で、10年ぐらいいないと補助金の返還を求められた例があったのでこの時期になったということでもいいですかね。

○田中環境部長

補足でございますが、現在、新たに広域的につくっている施設でも、ガス熔融なり灰熔融をかけている施設がございます。ですから、必ずしも熔融施設を否定するものではございませんので、あくまでも佐賀市の施設が佐賀市にとって休止させることが一番効率的であるという判断のもとでございますので、熔融施設そのものは、それなりの効果があるものというふうに判断していいかなと思っています。

○中山委員

今の質問との関連ですけれども、平成17年から平成27年という10年間、その前の2年間を入れると36億円ぐらいかかっているということで、先ほどもちょっと言われましたけど、2年とか2年半ぐらいでやめたという自治体もあるということでしたけど、少なくとも平成17年にそういう国のあれが切れたという点で、そこら辺が若干知るのが遅かったのかなというふうに思うんですけどね、どうなんでしょうか。

○循環型社会推進課職員

ちょっと少し整理してお話ししたいと思います。焼却炉をつくる時、計画から入っておりました山口です。

平成9年から平成15年の間が、補助金をもらうときの要綱で入っておりました。国会で問題になって、平成16年度でもういいということになりましたけど、それまでつくった熔融炉をすぐ廃止していいということじゃなかったんです。

ですから、すぐ廃止したところは、会計検査院が入って問題になって、佐賀市としても、埋立地の問題とかあって、セメントの減量化というのはまだ浅いんですね。それと、補助金の返還がないのか。10年以上使ったらいいとか、まだそこら辺がはっきりした明示はなかったんで、うちとしても、セメント原料リサイクル率を落としたりいけないので、最終処分場の延命化はやっぱり考えとかなければいけないということで、今回、セメント業者を調査して、いけるということでこういうお話になりました。

○中山委員

考え方によっては、例えば、最初この灰熔融炉をつくられたときのお金が23億円か、24億円というふうに聞いていますが、そんなもんですかね。——約20億円弱ですか。

それからすると、維持費がやっぱり36億円ぐらいかかっているわけですから、そういう

点では、その時点で、逆に言うと返還してもプラスだとなるんじゃないかなというように感じが、ちょっと今ですけどね、思っているわけですけども、そこら辺はどうでしょうか。

○森循環型社会推進課長

減容化といいますか、最終処分場をできるだけ――廃止の条件が、やっぱり最終処分がちゃんとできていることということがあります。平成17年当時、そのセメント化の技術もまだ未熟だったと思います。

その情報が入って、ここ数年、ちょっと検討しまして、休止させていただくということに決定しました。その中には、本当にセメント化が将来的に、長期的に供給とできるのかとか、問題はないのかというのを判断させていただくこともありまして、平成17年とか平成18年当時は、このセメント化の技術をまだ佐賀市として確立してなかったということで、スラグ化が最高の方法だということでやっていたところでございます。

○田中環境部長

もう1つ補足でございますが、今、セメント化の技術が確立をして、数社の確認をとったところ、長期の契約もできるというふうなことでの今回債務負担も上げさせていただいているところです。

しかしながら、今後の社会情勢の中で、必ずしもセメント化そのものが半永久的に続いていくかという不安がございます。そういう意味からいきますと、あくまでも灰溶融炉というのは、廃止じゃなくて休止であるということでございますので、万が一の場合には再点火もあり得るといふところも含めながら、リスク管理をこの間、半年から1年かけてきまして、その確信が得られましたので、今回休止に踏み切ったということでございます。

ですから、灰溶融炉については休止ですけども、万が一のことがあればいけませんので、簡単な日常的な管理、定期的な管理については、継続をしていく部分があるというふうに考えております。

○黒田委員

今、部長が言われたんですが、要するに管理をしていくということですが、そういう見通しかな、どのくらいの見通しでできるのかと。

それともう1つは、当時はスラグ化するのが策であったけれども、セメントと。そして、やはりセメントであって、佐賀市の試算で3億円ぐらい安くなるというのであれば、全国的にどこでも都市がセメント化に持っていくような感じがするわけですよ。そのときにどうなのかというのをちょっと、部長が言われた心配という点、そのところをちょっと心配するところがあるわけですよ。そこについてはどうですかね。

○森循環型社会推進課長

管理の見通しということですが、今回、この議案を通させていただければ、5年間の長期契約を結びます。というのは、2月から、5年後の1月になります。というのは、平成31

年の当初予算でお願いします。

ということで、実は再稼働に6カ月ぐらいかかるんですよ。だから、平成31年の1月で切れる契約を早目に業者決定をすることによって、そこでもし状況が変わって処理できないということになれば、その6カ月のうちに再稼働のための点検もして、再稼働できるということで踏んでおります。5年間は、契約できれば問題なく供給できるということになります。

もう1つが、全国的にはどうかということですが、現在の溶融炉は、大体1,100ぐらい焼却炉があって、そのうちの1割程度、120ぐらいが溶融施設があります。その中の約半分が休止しております。全国的にも休止してしまっていて、休止はしたんだけど、セメント化するかどうかということですが、九州とかは、やはりセメント化できるところが近くにありますが、それはあります。ですけど、関西の場合は休止をして、セメント化せずに埋め立てるという方法をとっています。

というのは、関西は、隣県数県でフェニックス計画ということで、埋め立ての大きなプロジェクトがあって、そこに埋め立てるということで、関西の焼却場はとめたが、セメント化せず、埋め立てているということになっております。

○黒田委員

その5年間の金額というか、管理費なんかは積算しているの。

○森循環型社会推進課長

5年間の管理費は、今、通常の焼却炉の運転管理費があります。それから大体8人程度の削減ができます。それもこの3億円の中に入っているんですが、ということで溶融施設の管理は、基本的には置いときます。焼却炉の管理でいきます。管理費の中に入っています。

○田中環境部長

灰溶融炉を万が一、再点火するような場合には、1番はやはりベルトコンベヤー、灰が上から落ちてきたときのベルトコンベヤーをきちっと再稼働させる必要がありますので、そのときのベルトコンベヤーとかの定期的な点検をしておく必要があるということで、それが1年間に1回、そういうふう上空運転をさせながら、ベルトコンベヤーが動くようなスムーズな状況を保っておくということです。

○循環型社会推進課職員

灰溶融炉を休止した場合は、点検は、今部長も言いましたけど、基本的にベルトコンベヤー類を含めて、廃溶融炉まで持っていく設備関係の点検を簡単なものも含めて最低月1回はしたいと思っております。

そして、機械というか、ああいう設備ですので、灰とかごみ類がついて、動かさないと固まってしまうとか腐食がありますので、やはりそれを防ぐために、最低月1回ベルトコンベヤー等は動かしていきたいというのと、あと電気的な設備機器類がありますので、その辺についても簡単な点検をして、維持していきたいと考えております。

○黒田委員

ちょっと確認ですけど、3億円削減できると言っている中に、その管理費かな、5年間の管理費も含めて3億円ということではしているわけですね。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○川原田委員

済みません。先ほど聞けばよかったですけども、要するに業者が選定できたら、清掃センターからまっすぐ行くということで、最終処分場には来ないというふうに考えていいわけですね。

○森循環型社会推進課長

主灰はそのとおりなんですけど、飛灰については、今、これがキレート化といって、固めて、これまでどおり最終処分場のほうに行きます。

○川原田委員

今まで、数はそんなに多くなかったんですけども、県内、市内の建設業あたりに埋め戻し材として出していた、そこはどういうふうになるんですか。

○森循環型社会推進課長

スラグについては、灰溶融施設が休止したら、もう作れません。

ということで、供給していた会社には、4月からそういう情報を出して、代替の案を考えられています。

もう1つが公共工事、例えば下水道の埋め立てとかにも使っていたんですけど、それは、ちょっと、また、その使用は変わってきます。これは使えないということになりますので、出てこないからですね——ということになります。

○松永幹哉副委員長

そもそも、そのごみの量ですよ、家庭ごみの量を削減するという政策でやってこられて、今の現状のごみの量からの算定ですか。

というのが、ごみの量というのはずっと減ってきて、かつ、今後もそういう政策の中で減ってくると思うんですけども、当然発電量も変わってきますし、その辺、最近安定した流量の中での試算ということですか。

○森循環型社会推進課長

平成26年度の状況を参考に試算をしております。

ごみ量の変更、それは最終処分場の延命のことでしょうか。

(「全体の」と呼ぶ者あり)

平成26年度の経費で算定しております。

○松永幹哉副委員長

近年のごみの量というのは、家庭ごみの量を削減するというふうに、いろんなところで言われていますけども、それはだんだん減ってきているんですか。

○森循環型社会推進課長

ごみの量は減ってきております。しかし、3010運動じゃないですけど、事業系のごみがちょっと、ここ数年ふえてきているという状況でありまして、それもちょうとあわせて減らしていく政策をとっていきたいと思っております。

○山下伸二委員

3番の25ページのところの先ほどのラムサール条約関連のところなんですけれども、現在2台あるんですね。私は、ちょっと使ったことないんですけど、これは有料ですかね。

○百崎環境部副部長兼環境政策課長

無料です。

○山下伸二委員

そしたら、増設される5台も、これは無料で使用できるということによろしいんでしょうか。

○百崎環境部副部長兼環境政策課長

無料で考えております。

○山下伸二委員

大体ですよ、今来られる方の数とか、実際に双眼鏡を利用されている数というのを把握されて、この5台というのを積算されたのか、予算のとれる範疇で5台というものを積算されたのか、その辺を教えてくださいたいんですが。

○百崎環境部副部長兼環境政策課長

干潟を訪れる方の正確な数というのははっきり言ってわかりません。

ただ、干潟よか公園に来られる方々の数がふえているというのと、10月31日にガイダンスルームをオープンしまして、この1カ月の推移を見ますと1,700人弱ぐらいの方にガイダンスルームに来ていただいております。

そういうことを考えますと、登録の前後から干潟を訪れる方がふえているということと、5台という数についてですけども、展望台のところ、10メートルぐらいの高台がありまして、あそこに設置できるのがせいぜい3台ということで、訪れる方は1人で訪れるというよりも、家族でとか二、三人で来られる方がありますので、一度に見られるという台数ですね。

それと、階段を上っていけない方々が、やはり高齢者の方、障害者の方いらっしゃいますので、そういう方々の利便性を考えると、直接平場で行けて見ることができるということに置きたいということがありますので、そこに2台というふうを考えて設置を要望しております。

○野中宣明委員長

ほかございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

そしたら、ないようですので、これで第103号議案の審査を終わります。

環境部は退席して結構です。

◎執行部入れかわり

○野中宣明委員長

それでは、建設部に関する議案の審査に入ります。

条例議案であります第108号議案について執行部から議案の説明をお願いします。

◎第108号議案 佐賀市立都市公園条例の一部を改正する条例 説明

○野中宣明委員長

ただいまの説明について、委員の皆様から御質疑をお受けします。御質疑ある方は挙手をお願いします。

○川原田委員

ちょっと小さなことをお聞きしますけども、管理棟のシャワー室と草スキー場ですが、これは、管理棟のシャワー室、3分につき100円と。3分たったら自動的に切れるんですかね。

○久保南部建設事務所所長

はい、自動的に切れるようになっております。

○川原田委員

そしてもう1つ、草スキー場ですけども、そんな、きちっとした本当の草スキー場でもないような感じで、私たちはちょこちょこあそこに行きますと、見受けますけども、あそこでやっぱり100円取らないかんとですかね。

○久保南部建設事務所所長

草スキー場につきましては、基本的に滑るそりといいますか、それを持ち込みを禁止としておりますので、される場合にはそこを使っただくということになっております。

結構、干潟よか公園自体が佐賀市の公園の中でもかなり利用者が多い、恐らく断トツ多い公園でもありますし、親子連れも結構多いもんですから、利用は結構、我々が考えているよりもされております。

○川原田委員

いやいや、利用が結構多いのは存じております。

ただ、子どもたちの遊び場で金を取らないかんのかなというふうな、いわゆるその貸し賃みたいな感じで受け取ってよろしいわけですか。

○久保南部建設事務所所長

草スキーのそりの貸し賃というふうに考えていただいていると思います。

○千綿委員

よかったら資料として、例えば佐賀市内のそういう公園がどのぐらいあって、来場者数というのも一覧表で出してもらえますか。断トツ多いと言われても、断トツどのぐらい多

いのか私もわかりませんので、例えばほかの公園がどのくらい来場者があっていると、千潟よか公園がこのくらいですよという話にならないと、要するに数字の根拠というのがないじゃないですか。

だから、ほかの公園がどのくらいあってというのが、もし資料として出せるようであれば出していただきたいと思います。

○山下伸二委員

公園だけじゃなくて、ここに今、4項目ありますので、有料施設の利用者数もあわせて、過去の5年間ぐらいの推移を出していただければと思います。

○酒見緑化推進課長

有料施設につきましては、入場者数をきちんと把握しておりますが、一般的な公園につきましては、管理人もおらず、何名入場しているかという正確な数字は把握しておりません。

入場者数については、資料を出したいと思っています。

○千綿委員

そいぎ、断トツ多いて言われんやろうという話じゃないですか。僕が言いたいのは、そこなんですよ。

だから、やっぱり言わないかんじゃなかですか。利用者というのは、要するにお金を払って使っている人ということですよ。だから、僕はそういうことを言っているわけですよ。ちゃんと把握している分だけでいいから、断トツというのは、どういう基準で断トツと言っているわけという話ですよ。そこを言っているだけであって、利用者数だけでもいいんで、例えば、ひょうたんじま公園とかいろいろあるじゃないですか。こういったところが、こういったことを、このぐらいの人数で貸し出していますという数字的なデータをくださいと言っているわけです。

○酒見緑化推進課長

調べて提出いたします。

○野中宣明委員長

千綿委員にお伺いいたしますけど、資料のみ、それとも資料と説明まで。

(「資料だけでいいです」と呼ぶ者あり)

資料だけでよろしいですか。

課長、いつまでに提出できますか。

○緑化推進課職員

おおむねわかっている公園といたしまして、神野公園とか、あと金立公園ですね、それぐらいの単位でよろしいでしょうか。利用者ということで。

○志満建設部長

施設の利用者の数については、先ほど課長のほうが答弁したとおり、有料で料金を取っ

ているものについて把握している分がございます。あくまでも把握している分だけの、幾つもの公園というのは、今ここでは言えませんけれども、それを資料としてお渡ししたいと考えておりますので、入場者数を把握している公園について、そのデータをお渡ししたいと考えております。

○千綿委員

ひょうたんじま公園は、建設部関連じゃなかとかね。——違う。農水。わかったわかった。そいぎ、建設部だけでよかです。

○野中宣明委員長

それでよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

じゃあ、いつまでに。

○酒見緑化推進課長

きょうじゅうに提出します。

○野中宣明委員長

じゃ、きょうじゅうによろしくお願いします。

山下伸二委員は、資料のみ、資料プラス説明——資料のみですね。

いかがですかね。

○酒見緑化推進課長

有料施設については、この東与賀干潟よか公園についてはありますので、すぐ提出はできるんですけど。

(発言する者あり)

○緑化推進課職員

失礼しました。

手持ち資料でございますけど、そのコピーでよろしいでしょうか。

○山下伸二委員

数がわかればどういう資料でも構いません。

○野中宣明委員長

できますか。

○酒見緑化推進課長

今ありますので、至急用意します。

○野中宣明委員長

じゃあ、御用意をお願いしたいと思います。

そのほかで。

○山下伸二委員

今の東与賀公園条例の中にも使用料があると思うんですけども、紅楽庵の和室と管理棟

シャワーについては、使用料は、現在の東与賀公園条例の金額と一緒にですか。

○酒見緑化推進課長

はい、変わってありません。

○山下伸二委員

それじゃ、自転車広場が1台につき40分だったのが、1人40分でどれでも乗れますよということなんですけども、どれでも乗れるような自転車の種類と台数ってどれくらいあるんですかね。

○久保南部建設事務所所長

自転車広場におきまして、さきの勉強会のときに私、全部で45台と申し上げたかと思うんですが、実際またはかり直しまして、実際、今稼働している自転車は40台ございます。

基本的には、同じ自転車はないものですから、いろんな、例えばバギータイプであるとか、二人乗りであるとか、いろんな種類がありますので、乗りかえられるということは、利便性としてはよくなるのかなというふうに理解しております。

○山下伸二委員

現段階で、1人40分で、例えばその待ち時間があって、乗れない時間があったりとか、そういったことはないというふうに考えておいていいですか。

○久保南部建設事務所所長

現状では、先ほど言いましたけど、利用者が多いこともありまして、結構待たれているところもありますので、1時間にしようかという議論もあったんですけど、長くすればそれだけ余計待ち時間が長くなるということで、今までどおり40分ということでしております。

○山下伸二委員

待ち時間があったら、1人40分といっても、実際乗っている時間が半分になる可能性もありますので、そういった利用者の数を見ながら、施設の広さとか台数とかは、やっぱり拡充をしていっていただきたいということをお願いしておきます。

○千綿委員

済みません。勉強会で言われたかどうかわかりませんが、そもそも、この都市公園条例に加えるという以前に、例えば、以前にも取っていたわけでしょう、これ。ということは、どういう条例の根拠でお金を取っていたんですか。

○酒見緑化推進課長

もともと、東与賀干潟公園条例というものがございますので、今回、統一することによって、東与賀干潟公園の条例を廃止します。

○野中宣明委員長

ほかございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

そしたら、資料はもう少しかかりますよね。

(「今、コピーしています」と呼ぶ者あり)

じゃ、説明は今のところでよろしいでしょうかね。

(「はい」と呼ぶ者あり)

じゃ、ちょっと第108号議案を飛ばしまして、第109号議案に移りたいと思います。

執行部から議案の説明をお願いしたいと思います。

◎第109号議案 佐賀市手数料条例の一部を改正する条例 説明

○千綿委員

ちょっとお尋ねですが、これは民間の建築確認とかをやるところがあるじゃないですか、ああいうところでもやれるんですか。それとも市だけ。

○樋渡建築指導課長

特定行政庁が認めた場合に限りとなっておりますので、行政庁しかできません。

○千綿委員

それと、2万7,000円ということなんですけど、実質、職員がその認定業務に当たってどのぐらいの、例えば、原価率と言ったらおかしいですけど、2万7,000円取って、職員がどのぐらい働いてこの認定をする原価と言ったらおかしいですけど——というのはちょっと計算とかされていますか。

○樋渡建築指導課長

その算定根拠は県と同じですけれども、往復する時間だとか、審査する時間だとか、そういったのを単価を掛けて算出しております。

○千綿委員

ということは、原価と一緒に金額ということですか。原価がこのぐらいかかるからこのくらい手数料をもらいますということでもいいのか。○樋渡建築指導課長

大体そのぐらいかかるというふうに認識しております。

○野中宣明委員長

ほかございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、ほかに御質疑もないですので、第109号議案の審査は終わります。

続きまして、一般議案であります第114号議案について執行部からの議案の説明をお願いします。

◎第114号議案 佐賀市徐福長寿館の指定管理者の指定について 説明

○野中宣明委員長

それでは、質疑に移りたいと思います。質疑ある方は挙手をお願いしたいと思います。

○山下伸二委員

審査は2社なんですけども、その審査の方法をごめんなさい、ちょっと聞き落としたか

もしもありませんので。

○酒見緑化推進課長

審査の方法は、審査委員会を設置し、審査基準に基づいて審査を行っております。

○山下伸二委員

ポイント制とかなんかで審査をしているんですかね。

○酒見緑化推進課長

審査の基準につきましては、あらかじめ、うちのほうで審査基準表を設けておまして、その基準に基づいて、点数を各委員につけてもらって、結果的には多数決というか、点数が高い人の人数で決めております。

○山下伸二委員

ほかの指定管理者のところなんかは、例えば、最高得点があって、その6割が基準点で、その中で一番高いところにしますよとか、そういう基準が結構多いですよ。プロポーザルみたいな感じですかね。そういう方法ではないんですか。

委員が5人いて、例えば、4人の人がこっちと言ったからこっちにしますとか、そういう決め方なんですか。ちょっと確認をさせてください。

○酒見緑化推進課長

審査に当たりますとしましては、各項目のそれぞれの点数を各委員につけていただいております。それぞれに点数をつけて、全部で5人の委員がいらっしゃいまして、5人でそれぞれの点数をつけていただいて、総合点数が高いものとするのか、人数でいくのかというのちょっと議論があったんですけど、最終的には、その両方とも、点数も人数も1社のほうが優秀であったので、そちらのほうの選定にしております。

○山下伸二委員

ということは、多分5名様とも、こちらのほうが点数が高かったんだろうと思うんですね。その点数は公表できますか。

取られた徐福会と、もう一社の方、名前は出せないと思いますけれども、それぞれの点数、総合点数でもいいですので、出せますかね。

○緑化推進課職員

まず、点数の決め方のところからですね。5名審査員の方がいらっしゃいまして、5名のおおの審査員が出された点数の合計の高いほうを選ぶ行い方と、そうした場合には、例えば、5名のうちの4名様が高い点数をつけてあるけども、僅差で、評価としてはAとBがあって、Aのほうを高くつけられた方が4名いらっしゃるのに、例えば総合点では1名の方がつけたほうが高いとなるのは、ちょっとどうかなというところがありまして、結果的に決め方としては、高くつけられた委員さんが多かったほうを選びましょうということで選んでおります。

たまたま先ほど課長が申しましたように、総合点としても、4名の方がつけられたほう

が結果としてはなったんですけども、もともとの決め方としては、高い評価を得られた数が多かったほう、要は3名以上の審査員の方からいただいたほうを選定するという基準でスタートしております。

点数は、これはホームページのほうにも公開をさせていただいております。

項目といたしまして、総合点だけでよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

合計点が、80点満点でつけさせていただいております、今回決定されました佐賀県徐福会のほうが80点のうち62.0点、もう一社の方が80点のうち52.6点ですね。62点のほうが4名の審査員の方から高い得点を得られております。

○山下伸二委員

わかりました。

前の5年間も徐福会だったと思うんですけども、できれば資料として、過去5年間ぐらい、要は前回指定管理をとられてからの利用者、それと年度の委託料、それから、この徐福会の収支みたいなものがわかれば、その資料をお願いしたいのと、あとの審査にもかかわってくるので、よかったら第115号、第116号のやつもあわせて資料を出していただくことをお願いいたします。

○酒見緑化推進課長

指定管理が平成23年からになっておりまして、今年度の分がまだ集計ができておりませんので、4年間でよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○野中宣明委員長

ちょっと待ってください。資料と説明まで、求めますか。それはどうですかね。いつまで。すぐ出せますか。

○酒見緑化推進課長

資料はありますので、至急提出いたします。

○野中宣明委員長

それと、同時に言われた第115号、第116号の分もということで、今ちょっと発言がございましたけども、その点はいかがですかね。ありますか。

(「あります」と呼ぶ者あり)

じゃ、準備のほうをお願いしてよろしいでしょうか。

○千綿委員

指定管理者の件なんですけど、これは、ほかの部署もやっていますよね。統一のルールというのはないんですか。

さっき課長が言われたのは、多数決で決まるとかいう話やったんですけど、公募型とかいろいろありますよね、いろいろあるんで、ケース・バイ・ケースはわかるんですけど、要

するに統一のルール。何か、後づけみたいな感じがするんですね。

要するに高得点の人数が多かったことというのが最初に決まっていたかどうか、例えば、こがんときどがんなるて、後で決めてルールが変わったという話になったらおかしいわけですよ。

だから、要は、統一のルールがある程度はなからんといかんと思うんですよ。例えば徐福会、もちろん、その地域の自治会とかにやるところは、大体もうそこにやるというのは、ほとんど決まりというのはわからんでもないです。

ただ、指定管理をするときの、そのあらかたのルール、公募型プロポーザルではない場合にはこういったルールというのを、例えば部署間での統一ルールというのは、ないんですか。

○酒見緑化推進課長

一応、先ほど担当のほうから説明しましたが、もし仮に4名の方が賛成し、多かったけど、逆に1名の方の点数が高かった場合のことの想定はあるので、あらかじめ、うちのほうとしては、それはおかしいよねということで人数が多いほうに決めましょうというルールはつくりました。

ただ、ちょっとその辺の統一したルールがないのかということも内部で聞いたんですけど、今のところ、指定管理者については、ルールが定められていないということでした。

○千綿委員。

これは、直接の議案にかかわると言ったらおかしいですけど、ある程度のルールを決めとかんといかんのじゃないかなと。

例えば、プロポーザルのやつと通常のやつと、幾つかやっぱりパターンがありますよね。そのときの基準というのは、部署が違うことによって、その基準が違うというのも何かおかしい話で、例えば、先ほどの都市公園みたいな形で、農林水産部も持っているじゃないですか、農業公園みたいなもの、そういう指定管理もあるわけですね。

同じ公園だけでも、部署が違うっていうだけで評価の仕方が違うというのも何かおかしい話で、そういう同じような建物、例えば公園の指定管理だとかになったときに、農林水産部と建設部は評価の基準が違うというのも、私はちょっと違うと思うので、部長、そこら辺ですよ、例えばの話をしているんですよ。公園部門の指定管理だとかは、農林水産部が所管しているところの公園も基本的に基準は一緒にしないとおかしいと思うんですけど、いかがですか。

○志満建設部長

今、答えているとおり、市全体で統一した基準というのは、実際のところございません。

ただ、その施設によっては、いろんな性格がございますので、きのうの議案質疑でもあったように、一定の基準点をつくって、その基準点に満たないときは、幾ら優秀な提案があっても、それはもう指定管理者として今回は選定できないと、そういうふうなケース

もごさいます。

基本的に、審査委員の中には1人審査委員長がおりまして、ほかのメンバーと最終的には、決定についてはそこでまた審議をいたします。単純に点数だけではかっていいものか、点数が落ちても、今回の評点の中で一定の提案というか、例えばクリエイティブな提案が欲しいというような指定管理者については、その点数が高いところをもっと高めて、最終的にここにしようと。

かなり指定管理者の選定については、その性質、その性格によって、それぞれの基準点の中で、最後、審議をしながら優劣をつけるというケースもごさいますので、単純に統一した選定基準という形はとっていません。

ただ、今おっしゃるように、一つの部署で一つの同じような公園についてばらばらというのは、果たしてどうかなという部分もありますので、これはちょっと研究課題として、対応させていただきたいと思います。

○野中宣明委員長

ほかごさいませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、この第114号議案については審査を終わりたいと思います。

続きまして、ちょっと今資料が届きましたので、先ほどの積み残しで、第108号議案の追加資料の説明を求めたいと思います。

◎第108号議案追加資料 説明

○山下伸二委員

来場者数の増加に伴って、やはり有料施設も微増とはいいいながら、特に自転車の利用者なんかはふえていますよね。

先ほど言われたとおり、40台が実動していて、待ち時間もあるということですから、やっぱりこれは充実を図って行って、きちっとやっぱり皆さんが公平に乗れるように、ぜひその辺は検討をお願いしたいと思います。

○久保南部建設事務所長

今回の条例の改正に関係がごさいますが、自転車を有料にするエリアというのを決めております。基本的にはそこを舗装したいろんなバウンドがあったりするエリアにしておりまして、そのエリアをふやさない限りは、恐らく今以上ふやすとかえって事故が起きるかということも考えられますので、将来的に例えば施設をもっと拡充をして、そういう場合にはそういう想定も必要かなとは思っておりますが、現段階でちょっとふやすというのは考えておりません。

○山下伸二委員

ふやせないのであれば、お金を払って中に入って待ち時間が出るんじゃなくて、一旦入場制限をして、きちんとその払ったお金で皆さんが公平にできるような運営というのは

きると思いますので、そういった運営はぜひお願いしたいと思います。

○久保南部建設事務所長

利用される方は確かにまちまちで、例えば、ゴールデンウイークとかでかなり集まっているときはちょっと特別なんですけど、基本的には大体そこでずっと待たれているというわけじゃなくて、近くに遊具とかもごさいますので、そちらで時間を潰して呼び出してという形で対応させていただいていますので、おっしゃるようなふぐあいがあれば、順次対処していきたいと思っております。

○野中宣明委員長

この件についてほかにございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、ほかに御質疑もないようですので、第108号議案の審査はこれで終わらせていただきます。

今、第114号議案で追加資料が出ましたので、この分の説明をまず求めたいと思います。

◎第114号議案追加資料 説明

○山下伸二委員

なかなか入場者数がふえていないというのが現実で、それに伴って入館料も余りふえていない。数百万円程度ですよ。

今回の審査の中で、例えば、来場者をふやすような取り組みについての提案というのはあったんですかね。

○酒見緑化推進課長

今回の指定管理者の公募の募集の中で幾つか提案がなされております。現在も多様なイベントをされておりますが、それにプラスして、国際的な交流イベント等の提案というのもされております。

平成28年度の提案内容としましては、具体的に言うと、緑を楽しむ教室とか、中国語講座、韓国語講座、ほかにハーブ園を食する会とか、徐福さん漢方教室とか、子ども歴史教室、大体月10回程度のイベントをされる提案がされております。

○山下伸二委員

平成28年度で月10回、今まではそんなにはされてなかったんですか。

○酒見緑化推進課長

少し時間をください。

○山下伸二委員

月10回程度と提案があっているということなんですけど、これまでもされていたのであれば、提案によって新しい年度で来場者数をどれぐらい見込んでいらっしゃるのかというのがわかればと思うんですけども。

○酒見緑化推進課長

整理をして、来年度からの指定管理についてどの程度増をしているのかを調べて、来場者数の見込みもわかれば提出したいと思っております。

○野中宣明委員長

時間かかりますよね。

○酒見緑化推進課長

そうですね。

○野中宣明委員長

そしたら、そのほかにございますでしょうか。

○川原田委員

先ほど出していただいた資料、入館料、委託料、収支の推移ということで、平成25年、平成26年は支出と収入とぴったし1円も違わんでなっていますけれども、こういうふうにするというような仕組みといますか、になっているわけですかね。

もう1つ、2つ目の質問としましては、当然改修とか修繕とか入ってくるのは、その他の収入の中に入っているのかということをお聞きしたいと思います。

○酒見緑化推進課長

平成23年度、平成24年度は収支がちょっと違っていますが、本来は収入と支出というのは当然合わなきゃいけないということで思っております。

ちょっと平成23年度について、非常に増になっていますので、その辺については、うちのほうからも聞き取りを行っているところでございます。

施設の改修……。

○川原田委員

改修とか修繕とか当然入ってくるわけでしょう。それはその他の収入の中から、佐賀市のほうで支出をしているんですかということなんです。

○緑化推進課職員

施設の改修とかは、この収支の中には、例えば雨漏りの補修とか、そういったのは含まれていなくて、通常の日常清掃、定期清掃とか、あとは浄化槽の維持管理、今のが施設の維持管理ですね。それと、設備の維持管理、空調施設の管理とか、そのあたりは含まれておりますけども、ちょっと費用がかかる補修とかに関しては、別途、市のほうから対処しております。佐賀市のほうからですね。この中には含まれておりません。

○川原田委員

そしたら、その他の収入といううのは所管部署ではわからないということですか。

○緑化推進課職員

その他の収入については、ちょっと確認してお答えいたします。

細かく言うと、多分長寿会のほうで出されているパンフレットとか、そういった資料で幾らか売り上げを出されている部分がありますので、ちょっと詳細にどういったのを出さ

れているかというのは、よろしければ調べさせていただきたいと思います。

○山下伸二委員

先ほどの平成23年度は、要は収入のほうが170万円ほど多い。平成25年度、平成26年度はゼロですけども、これは、逆算してかかった費用等の差額を佐賀市から委託料として支払っているということなんですか。それとも、もう少し多目にしといて、最終的に補正で減額したとか、そういうことなんですかね。

○酒見緑化推進課長

委託費の委託料につきましては、うちが大体、1年間にかかる経費を見積もりした経費で委託を出しておって、実際安くついたとしても足らなくても、増額とか減額とかはいたしません。

○山下伸二委員

補正をしなくても、平成25年度、平成26年度はぴったり収支がゼロになったんですか。

○酒見緑化推進課長

平成25年度、平成26年度の収支につきましては、最終的には修繕費とか予備費等で調整をしてゼロにしておられるようです。

○山下伸二委員

徐福会が徐福会の収支の中でされているようですということはそういうことなんですか。

○酒見緑化推進課長

あくまでこれは徐福会の収支報告ですので、徐福会のほうで決算報告としてゼロで上げられているということです。

○千綿委員

契約の内容が、例えば、今さっき言われたのは、委託料は変えませんと言われてますよね。

例えば、入館料がふえれば、徐福会へのプラスになるじゃないですか。そういうインセンティブで働くと思うんですね。要は入館者をふやすような企画をすれば、自分たちの収入がふえたらんと、インセンティブは働かんわけですよ。そこら辺、契約上どがんなっとるとですか。

○酒見緑化推進課長

おっしゃるとおりに、入場者数がふえた分の収益については、徐福会の収益として上げられると思います。

○千綿委員

だから、契約しているわけでしょ。契約書の中に、例えば、最低の部分はこっちがある程度見らんばやなかですか、見積もりをとつとると言われよるでしょう。だから、最低の部分は、例えば委託料としてこれだけ上げんばいかんというのはわかつとですよ。要は、徐福会が努力するかせんかというのは、インセンティブにかかってくるわけですよ。

今度、月に10回の企画をします。おかげで、例えば入館料がこれだけ入るといことがなからんと、誰でんせんやなかですか。要するに、自分たちの売上げの増につながるけんするわけですよ。それは、契約上どうなっていますかと言っている。

○志満建設部長

指定管理者に委託をするというのは、基本的に行政がするよりも、指定管理者に委託したほうがより弾力的な運営ができるということが一つございます。

しかしながら、佐賀市として期待する業務内容というのは、事前に指定管理者に提示をしておりますので、この業務で全体としてこれぐらいの金額はかかるだろうというのは積算して、まさしくこの委託料の中に計上しております。

ただ、その委託料を受けて、それをどういうふうにするか、例えば人件費も要るだろうし、いろんな施設整備も要るだろうし、そういうのはまさしく指定管理者が努力をして、この委託料より少ない金額で、うちが期待する効果をきちっとしていただくのであれば、それをインセンティブとして、それは収入として、指定管理者のほうで、新たな施設をある程度、計画以上の施設整備をしていただくとか、あとイベントを当初の予定よりもたくさんして、よりまた入場者をふやすようないろんなイベント、そういう計画をしてもらうと。

だから、インセンティブについては、あくまでも指定管理者の自由に使えるお金ということで働くと思いますので、それをより徐福長寿館を効果的な施設にするために働く、そういうふうなことで使っていただいていると思っています。

ですから、平成23年度、平成24年度、これは徐福長寿館のほうの収支なので、中身は今、確認をしていますけれども、ここの170万円と7万円については、指定管理者が努力をして生み出した金額であって、これは当然、その時点でできなかった、例えばあそこは薬草園とかそういう施設もありますので、そういうところで、より施設管理に投入をしたとか、そういうふうな形で対応していただいているというふうに考えております。

○千綿委員

それはわかるんですよ。だから、契約上どうなっていますかと言って即答できなきゃおかしいでしょって。

だから、委託料は決まっていますって、こっちは見積もりをとってやっているわけでしょう。委託料はこれだけと決めてやっているわけでしょう。そして、例えば、入場料は多分もう向こうの総取りだと思っんですよ。総取りでしょう、実際徐福館が。だから、要するに入場者がプラスになった分は、全部徐福館の利益になりますよという契約内容になっとなきゃおかしいよということを言っているんですよ。その契約内容を課長が把握していないのがおかしいって。

そがんと、指定管理者が頑張っって入場料をふやしました。でも、その分市が委託料を下げますよとかなっていないはずなんですよ。そこは把握しとかなきゃおかしいでしょ

うって。

だから、頑張って入場者数をふやせば、徐福館の利益になるじゃないですか、頑張って下さいよというのが本来の姿だと思うんですよ。だから、そこをちゃんと把握しとかなきゃいけないでしょうって。議案として出しているわけですよ。議案として出している担当課の課長が契約内容も知らないじゃおかしいですよ。そこら辺はもうちょっと詳しく知っとかなきゃ、議案として上げるわけですから。以上です。

○酒見緑化推進課長

はい、わかりました。今後、注意します。

○野中宣明委員長

積み残しの、先ほどの分はまだ出ないですかね。山下委員から、資料請求されていた分は。

○緑化推進課職員

先ほどのその他の収入の内訳として、園内でされている薬草の販売と徐福会の資料とお菓子の販売が主なその他の収入として入っております。

○野中宣明委員長

よろしいでしょうかね。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、この第114号議案の審査については終わりたいと思います。

それでは、次の第115号議案について執行部からの議案の説明をお願いします。

◎第115号議案 山中キャンプ場の指定管理者の指定について 説明

○野中宣明委員長

ただいま説明がございましたので、御質疑をお受けいたします。御質疑ある方は。

○千綿委員

今資料をいただいていますけども、これはもう利用料だけで委託料になっているかどうか、市から持ち出し分はないんですか。

○志田北部建設事務所長

利用収入だけで運用されております。市からの委託料は払っておりません。

○千綿委員

私も、吉野山キャンプ場はずっと昨年まで年1回行っておりました。よく管理をされていて、非常に愛想もいいし、よかったので、先ほど言われた提案理由の説明で、公募しなくても多分あそこだったらどんどんふえるのかなという気がしますので、ちょっと感想として。

○野中宣明委員長

済みません。ちょっと第115号と第116号がごっちゃになっていますので、まず第115号議案から審査を行いたいと思いますので、済みません。

第115号議案の山中キャンプ場の指定管理のほうをまず審議したいと思います。

○川原田委員

この管理はやっぱり地元の自治会ぐらいしか受けてくれんやろうという、想像はしていますけども、去年、監査をさせていただいて、管理料のえらい安かつじゃなかかなという感じがしたとですよ。そいけん、シーズンオフはもう閉めとんさつとですかね。

○志田北部建設事務所長

基本的にはあけておりまして、山中キャンプ場は、真冬はやはりほとんど来られていません。

ただ、閉めるということではなくて、また話が吉野山に行きますけども、吉野山は真冬でも何人か来られるということがありますので、閉園という形にはしてないです。

○川原田委員

そいぎ、ごっちゃになるといかんと委員長は言いんさつたばつてんが、年間通して管理しよる割には、えらい管理料は安かと思えますけども、どう思われますか。

○志田北部建設事務所長

この管理料が、電気代、トイレのくみ取り料、それから、その他消耗品ですね。トイレとか、それからいろいろ中にかかる消耗品、それと、大半がそれに従事される賃金というような形態になっていますので、それについて、地元から別に委託料をくれとかいうような話はあっておりません。以上です。

○野中宣明委員長

ほかございませんでしょうか。

○千綿委員

今、ネットで予約状況とかは見れるようになっているんですか。

それともう1つは、せっかくあそこまでだったら、福岡とかからも来れると思うんですね。周辺におもしろいところは結構あるんですよ。珈道庵とか、コーヒーの専門店とか、例えば里山とかいろいろあるじゃないですか。周辺のやつは何も置いちゃなかとですね、逆に。だけんが、もし福岡の人が来て、あそこでキャンプして、周辺のやつとかの、やっぱり里山とかいろいろあつちやなかですか。あと何かな、あそこの有名な産直——そうそう。ああいうのをやつとけば、そこに寄って帰られる可能性もあるじゃないですか。

だから、そういうのも必要なのかなとちょっとだけ思うんですけど、ホームページを自治会でつくれというのは無理けんが、そこら辺やっぱり簡単にやれるようなことを市がしてやるということが、例えば、吉野山も含めて、山中キャンプ場も一緒なんですけど、やっぱり一番最初は埋まっとるか埋まっとらんかというのをやっぱり誰でも気にしなつと思うんですね。そこら辺を考え方として、市としてちょっと応援してやるということも含めて、そうすることによって利用者がふえれば、自治会の収入もふえるわけでしょ。だから、そういったことも考えないかんとじゃないかなとちょっと思ったんですが。

○志田北部建設事務所長

今、確かに残念ながら、ネットでの申し込み状況というのとはわからないような状況であります。

今、市のホームページ等、それから佐賀市観光協会の公式ポータルサイトで紹介をしておりますけども、やはり申し込みについては電話でしていただいている状況で、もう詰まりましたとかいう状況で、ネットでわかるような状態にはありません。

○野中宣明委員長

ほかないでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

そしたら、第115号議案につきましては、これで審査を終わらせていただきます。

それでは、次に第116号議案の吉野山キャンプ場の指定管理について、この審査に移りたいと思います。説明は終わったでしょう。御質疑に移りたいと思います。

(「だけん、キャンプ場の周辺の案内を」と呼ぶ者あり)

じゃ、執行部の答弁を求めたいと思います。

○志田北部建設事務所長

確かに今現在、場所的に置く場所というか、管理人室と、あとコテージしかありませんので、置く場所というのが一つの問題かと思えます。

地元のほうにお話しして、そこら辺も置けるようであれば、うちのほうから打診をしてみたいと思いますので。

○野中宣明委員長

ほかございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、第116号議案についての審査はこれで終わりたいと思います。

次に、第130号議案について、執行部からの議案の説明をお願いしたいと思います。

◎第130号議案 市道路線の認定について 説明

○野中宣明委員長

それでは、質疑に移りたいと思います。

○千綿委員

済みません。これはちょっと担当課長じゃなくて部長にお願いしたいんですが、というのはね、要は50戸連檐ができて、開発道路の市道認定というのがどんどん出てきているんですが、要は5,000平米が限界じゃないですか。その5,000平米がずっと横につながっていくと結構な面積になるわけですね。そのときに全部行きどまりなんですよ。そのときにね、やはり開発関係である程度この道をこうつなぐやつというのは基本的にやっぱりできないのかなと個人的には思うんですね。

だから、どっちみち市道認定していくじゃないですか。5戸以上でしたっけ、5戸以上で

市道認定するわけだから、開発の段階でそれをやっておかないと、例えば鍋島小学校の南側なんか、1回行くと絶対行きどまりなんです。全部行きどまり。で、戻って出てこにゃいかん。間違っ入っても、だんだん同じ家ばかりやけんがどっから入ってよかかわからんし、中が繋がっていないんで、1回1回間違ったら出てこにゃいかん。利便性が物すごく悪い。

大和も大体そうですね、順次開発していっているので行きどまりが多いじゃないですか。あれを何とか防ぐ方法はないのかなと個人的にずっと思っていたんですが、部長ちょっとそこら辺、開発関係も含めて。

○志満建設部長

ちょっと頭の中にイメージがあったのは、今おっしゃった鍋島小学校のちょうど南側、西側のほうにずらっと50戸連檐が、最初は50戸連檐なんですけれども、それがずつつながっているんで、面的に一つのもう何というか、町というか、集落をつくってしまっています。

ただ、おっしゃるとおり一つ一つが袋小路になって、横をずるっところ何というかな、横ぐしの道ができないんで、結局行きどまりをまた戻ってというような状況が生まれているのは私も承知はしております。

ただ、開発でございますので、実際その開発業者のほうで、ある程度その土地を出すというか、土地を提供するというか、実際その横の道路を生み出すための土地を生み出していただくというのが、また片や必要になってくると思いますので、開発業者のほうも経済的なコストをある程度考慮しながら開発もされていますので、そういうふうな市からの要請というか、そういうのができるかどうかという部分がまた少しく何というかな、難しいと思いますけれども、そういうふうな話もあっていますけれども、現状としてはちょっと厳しいのかなと思いますけど、提案として承ります。

○千綿委員

提案で結構なんですが、実は、例えば、一遍にせんやないですか、持ち主がもちろん違いますので。例えば、1戸やってその隣接をやるときに、例えば、道があるのであればそれを延ばしてくださいとかいう話はあってもいいのかなという気がするわけですね。

ですから、もちろんおっしゃるとおり、民間が自分の開発会社はその土地、道路を出しますので、なかなか難しいかもしれませんが、利便性は絶対高くなるわけですね。だから、そういった部分もちょっと視点を入れていただければ、まちづくりのほうには物すごくよくなるんじゃないかなと思いますので、提案として。

○野中宣明委員長

答弁求めますか。

(「いえ、要りません」と呼ぶ者あり)

ほかございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、第130号議案についての審査は終わらせていただきます。

執行部にちょっと確認ですけど、先ほどの山下伸二委員の徐福長寿館の部分の答弁がもう1点だけ漏れていましたので、その分はもう回答できますかね。

○酒見緑化推進課長

済みません。今ちょっと調整中ですので、もうしばらくかかりますね。

○野中宣明委員長

それでは、続きまして予算議案であります第103号議案について執行部からの議案の説明を求めます。

◎第103号議案 平成27年度佐賀市一般会計補正予算(第4号)中、第1条(第1表)歳出第8款関係分 説明

○野中宣明委員長

それでは、質疑に移りたいと思います。

○千綿委員

建築指導費のところのマイナス1,700万円なんですけど、これは来年度は予定はないんですか。例えば、耐震診断をしなきゃいけないとかいうのは、多分事前に相談はあると思うんですね。だけん、僕が農林水産部にも言ったのは、例えば補助がせっかくついているにもかかわらず、不用額で次年度に落とすというのはもったいないと思うんですね。

ですから、例えばもし次年度に予定があれば、前もって前倒してそこをするとか、そういう方法ができないのかどうかをちょっと教えてください。

それともう1点、先ほど済みません。植木橋木角線、これはごめんなさい、平成28年7月に道路が完成するわけじゃないですよ。ちょっとその確認だけ。道路完成時期をちょっと教えていただければ助かります。

○野中宣明委員長

答弁をお願いしたいと思います。

○樋渡建築指導課長

耐震診断の次年度の繰り越しの件ですけれども、これが国なり県なりの補助金を活用しております。もちろん予算要求するに当たっては、確実に行えるように事業者さんが行うということを確認してもらって上げるようにはしています。繰り越してじゃなくて、やはり単年度で契約を——単年度ごとに予算要求をしていくようにしております。

○姉川道路整備課長

完了時期につきましては、今年度予定しております工事につきまして、来年の7月ということで説明をさせていただきました。

道路自体の完了につきましては、この道路につきましては平成25年度から当初平成30年度までの予定で事業を立ち上げております。今の現状を申し上げますと、若干おくれておりま

す。圃場整備の完了が平成31年度を予定されております。圃場整備地区内につきましては、平成31年度までに完成させたいということで思っておりますけど、圃場整備区域外に一つ問題になるのが植木橋のかけかえというところがあります。植木橋のかけかえについて、今、家屋等もありますので、交渉とか、そういったものをさせていただきながら順次進めておりますけど、植木橋のかけかえが、今の現植木橋の上にまたかけるような形になります。ですから、あそこを撤去してかけると非常に交通の利便性を損なうということで、南側半分だけかけて、そこを通しながら上の橋を撤去して、また上半分をかけるような工法を今検討しております。

そういったことで、少し時間がかかるんじゃないかなということで今思っております。以上です。

○千綿委員

いや、農林水産部にも私ずっと言いよったのは、例えば、農業機械とか国県補助があるわけですよ。それをせっかく、もちろん確約はとっているでしょうけど、向こうの都合でだめになることって多々あります。

だから、農林水産部に言っているのは、農業機械なんかはどうせ相談があっているでしょうって、前倒しで出さんですかと、それを。それができないんですかということを知っているんですよ。例えば、農業機械であったり、いろんな補助事業があるじゃないですか。だから、せっかく不用額で落としてしまったら、もう国の手当は返さなきゃいけません。——返さなきゃいなくて、来ておるかどうかわかりませんが、要は要らなくなると落とす前に来年度の相談があっているはずでしょって。だから、それを前倒しでことはできないんですかということを知っているんです。

○樋渡建築指導課長

前倒しについてですけれども、耐震診断は、今年度の事業については義務化されている建物で、ことしじゅうに法的に報告する義務がございますので、来年度に義務づけされている建物というのは現時点でございませんので、前倒しをするものは現段階ではないということで不用額にしております。

○野中宣明委員長

ほかございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

いかがですかね。さっきの答弁の分は。

○酒見緑化推進課長

あと5分程度ででき上がると思いますので。

○野中宣明委員長

皆さん、ちょっとお諮りしたいと思いますけど、ちょうど時間もお昼前になりましたけども、いかがいたしましょうか。

(発言する者あり)

お昼からということで、一旦ここで休憩ということですね。

そしたら、一旦ここでちょっと休憩を入れますので。時間は、そしたら1時でよろしいですか。(「はい」と呼ぶ者あり)

では、1時から再開いたします。

◎午前11時53分～午後1時01分 休憩

○野中宣明委員長

それでは、建設環境委員会を再開いたします。

まず、積み残しの分として第114号議案の徐福長寿館の指定管理の指定について、この分の積み残しの説明を求めます。

◎第114号議案追加資料 説明

○野中宣明委員長

この件について、ほかの委員の方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、これをもちまして当委員会に付託された議案の審査を終わらせていただきます。

それでは、一旦建設部の皆さんは退席をしてください。

◎執行部退室

○野中宣明委員長

それでは、委員の皆様方にお諮りをいたします。

今回の付託議案の審査に関して現地調査の御希望はございますでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

そしたら、現地調査はなしということにさせていただきます。

以上をもちまして建設環境委員会を終了いたします。